

葬儀保険

一年更新型定期保険

みんなのキズナ

ご契約のしおり・重要事項説明書・約款

ご契約の前に必ずお読みください。

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、契約をお申しただくようお願いいたします。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

葬儀保険「みんなのキズナ」（1年更新型定期保険） ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

- **保険契約者**
保険会社と保険契約を結び、ご契約上の様々な権利（契約内容の変更などの請求）と義務（保険料を払込む義務）を有する人です。
- **被保険者**
保険の対象として、保険（保障）がつけられている人です。
- **受取人**
保険金を受取る人のことです。
- **保険金**
被保険者が支払事由に該当されたときに、保険会社から受取人に支払われるお金のことです。
- **保険料**
保険契約者が、保険会社に払込むお金のことです。
- **解約返戻金**
保険契約を解約した場合に、保険契約者に払戻されるお金のことです。
- **契約年齢**
責任開始日における被保険者の満年齢。更新後の年齢は年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。
- **告知義務**
保険契約者と被保険者には、保険契約のお申込みをするときに、現在の健康状態・過去の傷病歴など、保険会社がおたずねする重要なことがらについて、事実をありのままに報告していただく義務があります。その義務を告知義務といいます。
- **告知義務違反**
告知していただいた内容が事実と違っていた場合は、保険会社は「告知義務違反」として、保険契約を解除することがあります。
- **失効**
保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、保険契約の効力が失われることです。
- **支払事由**
約款で定める、保険金をお受取りいただける事由をいいます。
- **責任開始期**
保険会社が契約上の保障を開始する時点をいいます。
- **責任開始日**
責任開始期の属する日をいいます。
- **払込期月**
毎回の保険料を払込みいただく期間をいい、責任開始日に相当する月単位の口座振替日から翌月の口座振替日の前日までです。
- **保険証券**
契約した保険金額・保険料・保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
- **免責事由**
約款で定める、保険金をお受取りいただけない事由をいいます。
- **約款**
保険会社と保険契約者との間の保険金のお支払い、保険料のお払込みなど、保険契約の内容を定めたものです。

お願いとお知らせ

申込書・告知書は、ご自身で正確にご記入ください。

- 申込書は必ず保険契約者・被保険者ご自身で記入し、記入内容を十分にご確認のうえでご署名と押印をお願いいたします。
- 告知書は、被保険者（保険の対象となる方）の健康状態や病歴などをお知らせいただくものです。ご自身で正確にご記入くださるようお願いいたします。

1年間の保険料は、責任開始日の満年齢に応じて決まります。

- 新規にご契約いただく場合、保険料は、責任開始日の満年齢に応じた額となります。申込日から責任開始日までの間に年齢が変わる場合はご注意ください。
- 更新される場合の保険料は、更新日ごとに、その時点の満年齢に応じた額となります。

保険証券・ご印章（ご印鑑）は大切に保管して下さい。

- 保険証券や、申込書に押印されたご印章（ご印鑑）は、将来あらゆるお手続きの際に必要となります。大切に保管してください。

ご契約のしおり・約款

- 保険契約の内容が記載されています。ご一読のうえ大切に保管して下さい。

正しく告知していただかないと、保険金をお支払いできないことがあります。

- 保険は、多くの人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人などが無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。そのため、保険契約者や被保険者には、健康状態などについて、正確に報告していただくことが必要です。
- 保険契約のお申込みをするにあたっては、現在の健康状態・過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについて、事実をありのまま正確にお知らせください。
- 告知は、会社所定の「告知書」にご記入いただくことでお受けします。少額短期保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
- 当社では、保険契約者間の公平性を保つため、被保険者のお身体の状態、すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じた引受け対応を行っております。傷病歴や通院の事実などを告知された場合には、告知の内容などから保険契約をお引受けできない場合もあります。
- 告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いいたしません。

所定の手続きが終了したときから、保障は始まります（責任開始期）。

- 少額短期保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾した場合に保険契約者宛に承諾通知を送付し、第1回保険料が口座振替により払い込まれた日の午前0時から当社は保険契約上の責任を開始します。

個人情報の取扱いについて

- お客様の個人情報の利用目的について

当社は、本契約に関するお客様の個人情報を次の目的のために必要な範囲で取得・利用します。

なお、本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先および提携事業者に提供することがあります。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払
- ②当社、その関連会社・提携事業者の各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他の保険に関連・付随する業務

- 機微（センシティブ）情報の取扱いについて

保険医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。当社は、事業の適切な業務運営を確保するために、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で、お客様の健康状態・身体の障害状態、過去の病歴等の機微（センシティブ）情報を取得・利用します。

また、保険契約のお引受け、内容変更および保険金のお支払等の審査に際して、その可否について、その理由を含めて、必要最小限の範囲でお客様の機微（センシティブ）情報を契約者・受取人および少額短期保険募集人（保険募集代理店を含む）にお知らせすることがあります。

払込猶予期間内にお払込みがないと、保険契約の効力がなくなります。

- 保険料は払込期月中にお払込みください。なお、払込期月中にお払込みがない場合でも、猶予期間（払込期月の翌月初日から末日まで）がありますが、保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎますと、保険契約は効力を失います（失効）。保険契約の効力を失った場合に保険契約を復活することはできません。

保険金のご請求は、まず担当者にご連絡ください。

- ① 保険金の支払事由が発生
- ② 担当者にご連絡ください。手続きに必要な書類をお届けします。
- ③ 書類をご用意できましたら、再度ご連絡ください。担当者がお伺いいたします。
- ④ お支払いが決定しましたら、当社よりご指定の口座へ保険金をお振込みいたします。

保険金をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- 告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により保険契約が解除された場合
- ご契約について詐取の行為があった場合や、保険金の不法取得目的を理由に保険契約が無効になった場合
- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱が原因で、一時に保険金の支払事由が発生して、保険金支払いのための財源が不足した場合
- 保険料の払込がなくご契約が失効した場合
- その他、保険金の免責事由に該当した場合

保険契約の解約について

- ご契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。
この保険には解約返戻金はありません。

保険契約の更新について

- 当社は、保険期間満了日の2ヵ月前までに「更新後の契約内容を記載した更新案内」と「契約更新に関する回答書」および「更新契約の内容変更通知書」を保険契約者に送付します。
保険期間満了日1ヵ月前までに被保険者が保険契約の更新について同意しない意思表示または保険契約者が保険契約を更新しない意思表示を行わない限り、「更新後の契約内容を記載した更新案内」に基づき保険契約を更新します。
更新された契約の保険期間は1年です。
- 当社は、更新契約を引受けるに際し、収支状況を検証した結果、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、会社の定めるところにより更新後の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、当保険商品が不採算となり保険金支払いのための財源が不足する場合等、会社の収支状況の改善が見込めない場合は、会社の定めるところにより、更新を引受けないことがあります。

保険契約者保護機構について

- 当社は少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構には加入していませんので、同機構の行う資金援助の措置はありません。また、当社が締結した保険契約は破綻した場合の保険契約移転の際の資金援助の補償対象契約に該当しません。

管轄裁判所について

- この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。ただし、責任開始日（更新契約を除く）からその日を含めて1年以内に発生した事由に基づく保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

葬儀保険「みんなのキズナ」(1年更新型定期保険)

重要事項説明書

(契約概要・注意喚起情報)

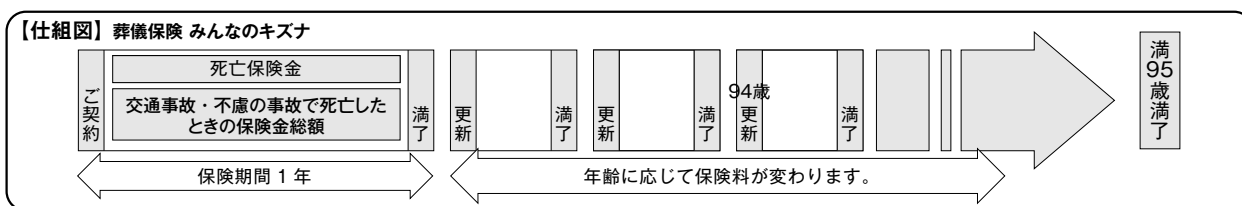
契約概要

1 「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由に際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由および制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

2 商品の仕組みについて

「みんなのキズナ」(1年更新型定期保険)

この商品は、保険期間中に被保険者が万一死亡した場合に、死亡保険金をお支払いする保険です。



3 保障内容について

主な支払・免責事由（保険金をお支払いする場合および保険金をお支払い出来ない場合）について記載しております。詳細は「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合（支払事由）
死亡保険金	被保険者が責任開始期以後の保険期間中に死亡したとき。

保険金の名称	保険金をお支払い出来ない場合（免責事由）
死亡保険金	次のいずれかにより支払事由に該当したときは、死亡保険金をお支払いできません。 1. 最初の責任開始期から3年以内の被保険者の自殺 2. 保険契約者が被保険者を故意に死亡させたとき（前号に掲げる場合を除きます。） 3. 保険金受取人が被保険者を故意に死亡させたとき（前2号に掲げる場合を除きます。） ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 4. 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

4 保険期間について

保険期間は1年です（更新後の保険期間も同様に1年です。）。

5 引受条件について

この保険の加入年齢は、保険期間の始期時点で満40歳以上満85歳未満とし、満94歳まで更新することができます。

保険金額は、病気死亡・災害死亡を問わず同一とします。

※パンフレット別添保険料表をご参照ください。

支払金額および支払限度

保険の種類	支払限度	限度額
死亡保険金	証券記載の金額	300万円

* 想定外の保険事故が多発して、保険収支が悪化した場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

6 保険料について

7つのプラン（300万円・250万円・200万円・150万円・100万円・50万円・30万円）*からご選択いただき、被保険者の年齢・性別に該当する保険料を、ご指定の口座より毎月26日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に自動振替いたします。

※一部お引受けできない年齢がありますのでご注意ください。

* 想定外の保険事故が多発して、保険収支が悪化した場合には、保険料の増額を行うことがあります。

7 プラン変更について

この保険は、お客様のご希望により契約期間中でも、保険金（7つのプランの範囲内）の減額変更や増額変更を行うことができます。尚、増額変更の場合は再告知が必要となり、告知の内容によっては増額部分についてお引受けできないこともあります。

8 配当金について

この保険には配当金はありません。

9 解約払戻金について

ご契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。

この保険には解約返戻金はありません。

10 保険金直接支払サービス特約について

ご契約者は、無料でこの特約を付加することができます。尚、この特約は契約中、お客様の都合でいつでも解約することができます。その際、特約の解約手数料は発生いたしません。

注意喚起情報

1 「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。「注意喚起情報」のほか、お支払事由に際しての制限事項等についての詳細ならびにご契約内容に関する事項については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

2 お申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について

この保険はクーリング・オフの対象ではありません。

3 告知義務について

保険契約のお申込みにあたっては、ご契約者や被保険者は過去の傷病歴、現在の健康状態等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）いただくことを要します。

もし、これらについて故意又は重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いいたしません。

4 通知義務について

当社からご契約者へのお知らせ等が確実に届くようにするため、あるいは、ご契約者からの各種請求等に当社が迅速に対応できるようにするために、保険契約者、被保険者の氏名、住所又は連絡先や受取人の氏名等に変更があった場合は、遅滞なくその旨当社にご連絡ください。

5 責任開始日について

少額短期保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾した場合に保険契約者宛に承諾通知を送付し、第1回保険料が口座振替により払い込まれた日の午前0時から当社は保険契約上の責任を開始します。

6 保険金等が支払われない場合について

次の場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
 - 告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約が告知義務違反により解除となった場合
 - 保険金を詐取する目的で事故を起したときなど、重大事由により保険契約が解除された場合
 - ご契約について詐取の行為があった場合や、保険金の不法取得目的を理由に保険契約が無効になった場合
 - 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱が原因で、一時に保険金の支払事由が発生して、保険金支払いのための財源が不足した場合*
- ※保険事故が多発して、保険収支が悪化した場合に、保険料の増額や保険金額の減額（契約引受条件の見直し）を行うことがあります。
- 保険料の払込がなくご契約が失効した場合
 - その他、保険金の免責事由に該当した場合

7 保険料の払込猶予期間と保険契約の失効について

保険料は払込期月内の口座振替日に口座振替により払い込んでください。

第2回以後の保険料については当該口座振替日に振替えができなかった場合には、口座振替日の属する月の翌月の末日まで猶予期間を設けてあります。猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。

この保険については、効力を失った場合に保険契約を復活することはできません。

8 保険契約の更新について

この保険契約の保険期間が満了する場合、当社より「更新後の契約内容を記載した更新案内」と「契約更新に関する回答書兼更新契約内容変更通知書」をお送りし、保険契約者から保険期間満了日の1ヵ月前までに保険契約を更新しない旨の通知がないときは、「更新後の契約内容を記載した更新案内」に基づき保険契約は更新され継続します。ただし、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、更新できません。また、当社は、更新契約を引受けるに際し収支状況を検証した結果、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、会社の定めるところにより更新後の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあり、当保険商品が不採算となり保険金支払いのための財源が不足する場合等、会社の収支状況の改善が見込めない場合は、会社の定めるところにより更新を引受けないことがあります。

9 保険契約者保護機構について

当社は少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構には加入していませんので、同機構の行う資金援助の措置はありません。また、当社が締結した保険契約は破綻した場合の保険契約移転の際の資金援助の補償対象契約に該当しません。

10 その他の注意事項について

当社は少額短期保険業者ですので、引受ける保険契約の保険期間は損害保険については2年以内、生命保険については1年以内です。また、一人の被保険者について引受ける死亡保険金の上限は300万円となります。

そして、少額短期保険業者が1名の保険契約者について引受けるすべての保険の被保険者の総数は100名を超えることはありません。

11 個人情報の取扱いについて

• お客様の個人情報の利用目的について

当社は、本契約に関するお客様の個人情報を次の目的のために必要な範囲で取得・利用します。

なお、本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先および提携事業者に提供することがあります。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払
- ②当社、その関連会社・提携事業者の各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他の保険に関連・付随する業務

• 機微（センシティブ）情報の取扱いについて

保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。当社は、事業の適切な業務運営を確保するために、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で、お客様の健康状態・身体の障害状態、過去の病歴等の機微（センシティブ）情報を取得・利用します。

また、保険契約のお引受け、内容変更および保険金・一時金のお支払等の審査に際して、その可否について、その理由を含めて、必要最小限の範囲でお客様の機微（センシティブ）情報を契約者・受取人および少額短期保険募集人（保険募集代理店を含む）にお知らせすることがあります。

12 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

• 一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

所在地：〒104-0032

東京都中央区八丁堀3-12-8 2階

TEL：（フリーダイヤル）0120-82-1144

FAX：03-3297-0755

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00

受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

URL：<http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>

13 反社会的勢力に対する基本方針について

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するために、反社会的勢力への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

葬儀保険「みんなのキズナ」（1年更新型定期保険） 普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が万一死亡されたときのご家族の経済的負担の軽減を図ることを主な目的としています。

1. 用語の意義

（用語の意義）

第1条 この普通保険約款における用語の意義は、次のとおりとします。

- 1) 「責任開始期」とは、会社が保険契約上の責任を開始する時点をいいます。
- 2) 「責任開始日」とは、責任開始期の属する日をいいます。
- 3) 「保険期間」とは、責任開始日（保険契約が更新された場合は、更新後の保険契約の責任開始日とします。）から起算して1年をいいます。
- 4) 「保険契約の更新」とは、保険期間が満了した場合に、引き続き保障を継続することができる制度です。
- 5) 「保険金」とは、死亡保険金をいいます。
- 6) 「払込期月」とは、責任開始日に相当する月単位の口座振替日から翌月の口座振替日の前日までをいいます。

2. 会社の責任開始期

（責任開始期）

第2条 会社は、保険契約の申込を承諾した後、第1回保険料が口座振替（以下「口座振替」といいます。）により払い込まれた日の午前0時から保険契約上の責任を負います。

- ② 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、責任開始日までに書面をもって通知します。また保険契約の申込を承諾しない場合または保険契約の申込に対する承諾の判断に時間を要する場合には、その理由を明確にした上で責任開始日までに通知します。

3. 保険金の支払い

（保険金の支払い）

第3条 この保険契約の保険金の支払いは、次のとおりです。

保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	保険金			保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
	名称	支払額	受取人	
被保険者が責任開始期以後の保険期間中に死亡したとき。	死亡保険金	保険証券に記載された金額	保険金受取人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき。 (1) 最初の責任開始期から3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者が被保険者を故意に死亡させたとき（前号に掲げる場合を除きます。） (3) 保険金受取人が被保険者を故意に死亡させたとき（前二号に掲げる場合を除きます。）ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 (4) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して死亡保険金を支払います。

- ③ 会社は、保険金受取人が複数名で、保険金の受取割合が指定されているときは、その割合に従って保険金を保険金受取人に支払います。ただし、受取割合が指定されていないときは、平等の割合により保険金を保険金受取人に支払います。
- ④ 次の各号のいずれかによって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金を削減して支払うことがあります。
 - 1) 地震、噴火または津波
 - 2) 戦争その他の変乱
- ⑤ 被保険者が死亡し、死亡保険金の免責事由に該当したときは、被保険者の死亡日に保険契約は消滅します。会社は、被保険者の死亡日を保険契約の消滅日とし、消滅した旨を保険契約者に通知します。会社が、消滅日以降に到来する払込期月に対応した保険料相当額を受取したときは、保険契約者に返還します。

4. 保険契約の取消しおよび無効

(詐欺による取消し)

第4条 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取消することができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

(不法取得目的による無効)

第5条 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

5. 告知義務および保険契約の解除

(告知義務)

第6条 保険契約者または被保険者は、保険契約締結の際に、支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

- 第7条** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 会社は、保険金の支払事由が発生した後も、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
 - ③ 保険金の支払事由の発生が保険契約解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、会社は、保険金を支払います。
 - ④ 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合は、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。
 - ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した後に、解除した日以降に到来する払込期月に対応した保険料相当額を会社が収受したときは、保険契約者に返還します。

(告知義務違反による解除ができない場合)

- 第8条** 前条の規定にかかわらず、会社は、次のいずれかに該当する場合には保険契約を解除できません。
- 1) 会社が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていたかまたは過失のため知らなかったとき。
 - 2) 会社が解除の原因となる事実を知った日の翌日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき。
 - 3) 当社の少額短期保険契約の締結の媒介を委託した少額短期保険募集人（以下、本条において「保険募集人」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第6条の事実の告知をすることを妨げたとき。
 - 4) 保険募集人が、保険契約者または被保険者に対し、第6条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - 5) 保険契約が責任開始日からその日を含めて2年（更新により契約を継続している期間を含む）を超えて有効に継続したとき。ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
- ② 前項第3号および第4号の規定は当該各号に規定する保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第6条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

す。

- 1) 保険契約者または保険金受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合。
 - 2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。
 - 3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当する場合。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - 4) 前各号に掲げるもののほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前各号と同等の重大な事由がある場合。
- ② 会社は、保険金の支払事由が発生した後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生後に生じた事由による保険金（注）を支払いません。すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- （注）3）のみに該当した場合で、3）アからオまでに該当したのが保険金受取人のみで、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。
- ③ 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金受取人に通知をします。
- ④ 第1項の規定により保険契約を解除した場合、保険契約を解除した日以降に到来する払込期月に対応した保険料相当額を会社が収受したときは保険契約者に返還します。

6. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

（保険料の払込）

- 第10条** 会社が保険契約の申込を承諾した場合は、保険契約者は、第11条に定める払込方法に従い、第1回保険料を会社の定めた日（以下「口座振替日」といいます。口座振替日は26日とします。）に口座振替により払い込んでください。
- ② 第1回保険料が払い込まれなかったときは保険契約は成立しません。この場合、会社は文書で契約者に通知します。
 - ③ 第2回以後の保険料については、第11条に定める払込方法に従い、払込期月内の口座振替日に口座振替により払い込んでください。ただし、当該口座振替日が第11条に定める提携金融機関等の休業日に該当する場合には、その日に次ぐ営業日に口座振替を行います。
 - ④ 第1項および前項で払い込むべき保険料は、責任開始日の月単位の応当日（第1回保険料については責任開始日）から翌月の応当日の前日までの期間に対応する保険料とします。
 - ⑤ 第1項および第3項の規定に従い口座振替が行われた場合は、口座振替日に保険料が払い込まれたものとします。
 - ⑥ 第3項の規定に従い保険料が月単位の口座振替日に払い込まれ、かつ、その月単位の口座振替日の前日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料相当額を保険契約者に払い戻します。

（保険料の払込方法（経路））

- 第11条** 保険契約者は、次のすべての条件を満たす口座振替により保険料を払い込んでください。
- 1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること。
 - 2) 保険契約者が、提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（提携金融機関等が、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託している機関の口座）へ口座振替を委託すること。
- ② 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- ③ 保険契約者は、払い込むべき保険料相当額を、あらかじめ指定口座に預入しておくことを要します。
 - ④ 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出てください。
 - ⑤ 保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出てください。
 - ⑥ 保険契約者から口座振替を委託された提携金融機関等が口座振替の取扱いを停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、新たに他の提携金融機関等に口座振替を委託してください。

- ⑦ 会社は、会社または保険契約者から口座振替を委託された提携金融機関等のやむを得ない事情により振替日を変更することができます。この場合には、会社は、あらかじめその旨を保険契約者に通知します。
- ⑧ 指定口座または提携金融機関等の変更の際し、その変更の手續が行われないうまま口座振替が不能となった場合には、第4項および第12条第2項の規定に準じて取り扱います。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第12条 会社は、第2回以後の保険料の払込については、口座振替日の属する月の翌月の末日まで猶予期間を設けます。

- ② 口座振替日に口座振替が不能となった場合は、会社は、翌月分の保険料の口座振替日に翌月分の保険料と併せて口座振替を行います。ただし口座振替は1ヵ月分ずつ行い、その際1ヵ月分だけ振替えられたときは当月分に充当し、新たに翌月分について猶予期間を設定します。
- ③ 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第13条 保険料払込の猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合には、保険契約者は払込期日が到来した保険料を払込む必要があります。ただし、保険金受取人からの申し出があった場合にかぎり、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

7. 保険契約の復活

(復活)

第14条 保険契約の効力を失った場合に保険契約を復活することはできません。

8. 契約者配当金

(配当金)

第15条 この保険契約には、契約者配当金はありません。

9. 保険契約の解約

(解約)

第16条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。

- ② 前項の規定により保険契約を解約する場合は、会社所定の書面をもって通知し、その書面には解約日を記載しなければなりません。
- ③ 保険契約の保障は、書面に記載された解約日か、書面が会社に到達した日のいずれか遅い日の午前0時までとします。
- ④ 保険契約を解約した場合、解約に伴う解約返戻金はありません。
- ⑤ 保険契約が解約された後に到来する払込期月に対応した保険料相当額が口座振替により振替えられたときは、保険契約者に返金します。

10. 保険金の支払の時期および場所

(保険金の支払時期、場所)

第17条 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本店で支払います。

- ② 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までの間に会社に提出された書類のみでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社が指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社の本店に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - 1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合、
第3条第1項に定める保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - 2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合、
保険金の支払事由が発生した原因
 - 3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合、
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - 4) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合、
前2号に規定する事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的または保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求までにおける事実

- ③ 前項の確認を行うために、以下の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社の本店に到達した日の翌日から起算して当該各号に規定する日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
- 1) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180日
 - 2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180日
 - 3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかな場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果について、警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180日
 - 4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180日
- ④ 前2項に掲げる事項の事実の確認に際し、保険契約者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項または第3項の場合には、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- ⑥ 第1項から第3項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、会社は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を保険金の受取人に支払います。ただし、第4項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、会社は、遅延利息を支払いません。

11. 契約内容の変更

（保険契約者の変更）

- 第18条** 保険契約者（その継承者を含みます。）は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を三親等以内の親族に継承させることができます。
- ② 保険契約者の変更は、保険証券に裏書を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

（保険契約者の住所の変更）

- 第19条** 保険契約者が住所または居所（通信先を含みます。以下本条において同様とします。）を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- ② 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

（保険金受取人の指定・変更）

- 第20条** 保険契約者またはその継承人は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、被保険者の三親等以内の親族を保険金受取人として指定・変更することができます。
- ② 保険金受取人の死亡時以後、保険金受取人の変更が行われていない間に保険金の支払事由が発生したときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で、保険金の支払事由の発生時に生存している者を保険金受取人とします。これにより保険金受取人となった者が2人以上いる場合、各受取人の受取分は、平等の割合とします。
- ③ 保険金受取人の指定・変更は、会社所定の書類（第25条）をもって、その旨を通知してください。
- ④ 前項に規定する書類が会社に到達する前に、変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求をうけても、会社はこれを支払いません。

（遺言による保険金受取人の変更）

- 第21条** 前条に規定するほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
- ② 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、効力は生じません。
- ③ 前2項の規定による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。

（保険金受取人の代表者）

- 第22条** 保険金受取人が2人以上のときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に会社が保険金受取人の1人に対してした行為は、他の

者に対しても効力を生じます。

12. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第23条 被保険者の年齢は、責任開始日における満年齢で計算し、1年未満の端月数は切り捨てます。

(年齢および性別の誤りの処理)

第24条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合は、次の各号のとおり取り扱います。

- 1) 責任開始日において、実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外の場合は、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
 - 2) 前号以外のときは、保険金額および保険料額を更正します。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて保険金額および保険料額を更正します。

13. 保険金等の請求手続

(請求手続)

第25条 保険契約者または保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

② この普通保険約款に基づく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類
1. 死亡保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 死亡保険金受取人の戸籍謄本および印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票（除票） (5) 保険証券
2. 保険契約者または保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券

③ 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認め、または前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

14. 時効

(時効)

第26条 保険金およびその他の払戻金を請求する権利は、その支払事由の発生の日の翌日からその日を含めて、3年間これを行行使しなかったときは、時効によって消滅します。

15. 保険期間中の保険料の増額または保険金の減額

(保険料の増額または保険金の減額)

第27条 この保険の収支状況が予定したものより著しく悪化した場合は、会社の定めるところにより、この保険契約について、保険期間における残余期間に対応する保険料を増額し、または保険金の支払額を減額することがあります。

② 保険金の支払事由が集中して発生し、保険金を支払うための財源が不足する場合は、会社の定めるところにより、保険金の支払額を減額することがあります。

16. 保険契約の更新

(契約の更新)

第28条 会社は、この保険契約を更新する場合には、この保険契約の保険期間満了日の2ヵ月前までに「更新後の契約内容を記載した更新案内」と「契約更新に関する回答書」および「更新契約の内容変更通知書」を保険契約者に送付します。

② 保険契約者は、更新時に保険金コースの変更ができます。その際、保険金の減額変更は再告知の必要はありませんが、保険金の増額変更は、被保険者の再告知が必要となり告知の内容によっては、保険金の増額部分の変更を引受けないことがあります。尚、保険金の増額は保険金上限金額（死亡保険金300万円）の範囲内とします。

- ③ 会社は、第1項の書類を保険契約者に送付するに際し、この保険の収支状況を検証した結果、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、会社の定めるところにより、更新後の保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。この見直しは、更新後の保険契約の保険期間の初日から適用します。またこの保険の収支状況を検証した結果、この保険の採算が取れなくなった場合は、会社の定めるところにより、更新後の保険契約を引き受けないことがあります。
- ④ 保険契約の更新を希望しないときは、保険契約者は「契約更新に関する回答書」にその旨を記載し、保険期間満了日の1ヵ月前までに会社に送付してください。
- ⑤ 保険契約の更新を希望する場合で、第1項の「更新後の契約内容を記載した更新案内」の記載事項に変更すべき事項があるときは、保険契約者は「更新契約の内容変更通知書」に変更事項を記載し、保険期間満了日の1ヵ月前までに会社に返送してください。
- ⑥ 会社が第1項の書類を送付した場合、保険期間満了日1ヵ月前までに被保険者が保険契約の更新について同意しない意思表示または保険契約者が保険契約を更新しない意思表示を行わない限り、被保険者の健康状態に関する告知を求めず、第1項の「更新後の契約内容を記載した更新案内」に基づき保険契約を更新します。
- ⑦ 会社は、更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれたとき、更新契約が成立したものとし、更新後の保険契約の責任開始期から更新後の保険契約上の責任を負います。
- ⑧ 前項の場合、第12条および第13条の規定を準用します。
- ⑨ 会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約の更新を取り扱いません。
- 1) 更新日における被保険者の満年齢が95歳以上のとき。この場合、会社は、保険契約を更新しない旨を通知します。
 - 2) 保険契約の更新時に、会社がこの保険を取り扱っていないとき。
- ⑩ 本条の規定により保険契約が更新された場合、更新後の保険契約については、第3条（保険金の支払）第1項に規定する死亡保険金の免責事由中、「責任開始期から3年以内の被保険者の自殺」は適用しません。

17. 保険の種類の変更

(種類の変更)

第29条 会社は、この保険の保険種類の変更は取扱いません。

18. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第30条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。ただし、責任開始日（更新契約を除く）からその日を含めて1年以内に発生した事由に基づく保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

19. 定期保険<<みんなのキズナ>>特約 提携事業者への「保険金直接支払サービス特約」

(特約の目的)

第31条 本特約は、保険契約者および被保険者が本特約を契約することにより、会社が指定した提携事業者から、葬儀又は墓地、埋葬等の財・サービスの内容の事前予約の情報提供を受け、被保険者の保険金事故があった際、そのサービスの提供を受ける代わりに、財・サービスの提供にかかる費用を保険契約者が契約した保険契約金額の範囲内で、会社が提携事業者により直接支払うことにより、保険契約者・被保険者・保険金受取人が希望するサービスの受益及びその利便性を向上させることを目的とします。

(提携事業者)

第32条 提携事業者とは会社が指定した、葬儀または墓地、埋葬等の財・サービスの提供（以下、「葬儀施行等」といいます。）を行う葬儀事業者ならびに墓地、埋葬等に関わる事業者（以下「埋葬事業者」といいます。）をいいます。

(提携事業者の指定および再委託)

第33条 提携事業者の指定は葬祭事業者ならびに埋葬事業者が営業を行う地域の施行実績等を考慮して会社の定めるところにより行います。

② 提携事業者が葬儀施行等の提供が困難になったとき、会社はすみやかに保険契約者または、被保険者および保険金受取人に通知いたします。この場合、予め保険契約者または、被保険者および保険金受取人と協議のうえ、会社は別の事業者（提携事業者と同等もしくはそれ以上の施行能力を有する事業者）を斡旋します。その際、保険契約者または、被保険者および保険金受取人は斡旋を受けるか、または本特約の解除のいずれかを選択できます。

(特約の締結)

第34条 保険契約者および被保険者は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）

締結の際、会社および提携事業者の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結できます。

② 保険契約者および被保険者は、保険契約期間中であればいつでも特約を付加することができます。その場合は、特約申込書に必要事項を記入し、署名・捺印して申込むことを要します。

(葬儀施行等の費用の支払い)

第35条 会社は普通保険約款に定める保険金の請求があった場合、保険証券記載の死亡保険金額を保険金受取人の支払指図書により、保険金請求書記載の提携事業者に支払います。その際、葬儀施行等の費用が保険証券記載の死亡保険金額より少ない場合、会社はその差額を保険金受取人に支払います。

(特約の解除)

第36条 保険契約者または被保険者および保険金受取人は保険金の支払事由の発生前および発生後も特約の解除をすることができます。

(特約の更新)


第37条 主契約が更新された場合、この特約は主契約とともに特約の保険契約満了日の翌日に更新されたものとします。また、主契約が更新されないときはこの特約も更新されません。

(普通保険約款の規定の準用)

第38条 この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

■お問い合わせは

■引受保険会社

 関東財務局長(少額短期保険)第52号
あんしんネット少額短期株式会社
〒337-0044 埼玉県さいたま市見沼区上山口新田53-1

あんしんネットホームページ <http://www.ansin-ssi.com/>

フリーダイヤル  **0120-685-336**
通話料無料

平日9:00~17:00(土・日・祝祭日及び年末年始を除きます)